

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月13日

佐賀県知事 殿

提出者

住所 佐賀県唐津市船宮町2318番地

氏名 宮島醤油株式会社

代表取締役 宮島 治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0955-73-2151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宮島醤油株式会社 妙見工場
事業場の所在地	佐賀県唐津市中瀬通1-18番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09 食料品製造業・調味料製造業
② 事業の規模	令和4年(1月～12月) 売上額7,741百万円(税抜き)
③ 従業員数	443名(令和5年3月末)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙通り	別紙通り
	排出量	別紙通り _t	別紙通り _t
	(これまでに実施した取組) 製品の出荷管理や原料の賞味期限管理を行いました。また、生産ミス削減による廃棄物の減量化にも取り組みました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙通り	別紙通り
	排出量	別紙通り _t	別紙通り _t
	(今後実施する予定の取組) 今後もこれまでと同様に、なるべく廃棄物を削減するための製品の歩留まり向上、生産ミス削減に取り組めます。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水汚泥、食品残差（固形、液体）、包材等の汚プラスチック類、ダンボール類、原料のポリ缶類や金属缶類等への分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り分別を行っています。残渣分別機を利用し、包材と内容物の分離を行っています。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙通り	別紙通り
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙通り t	別紙通り t
(これまでに実施した取組)			
排水処理場で見られる汚泥に対して脱水機を使用し、水分と汚泥を分離することで減量化を行っています。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙通り	別紙通り
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙通り t	別紙通り t
(今後実施する予定の取組)			
今後も同様に脱水機を使用して、汚泥脱水を行う予定。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

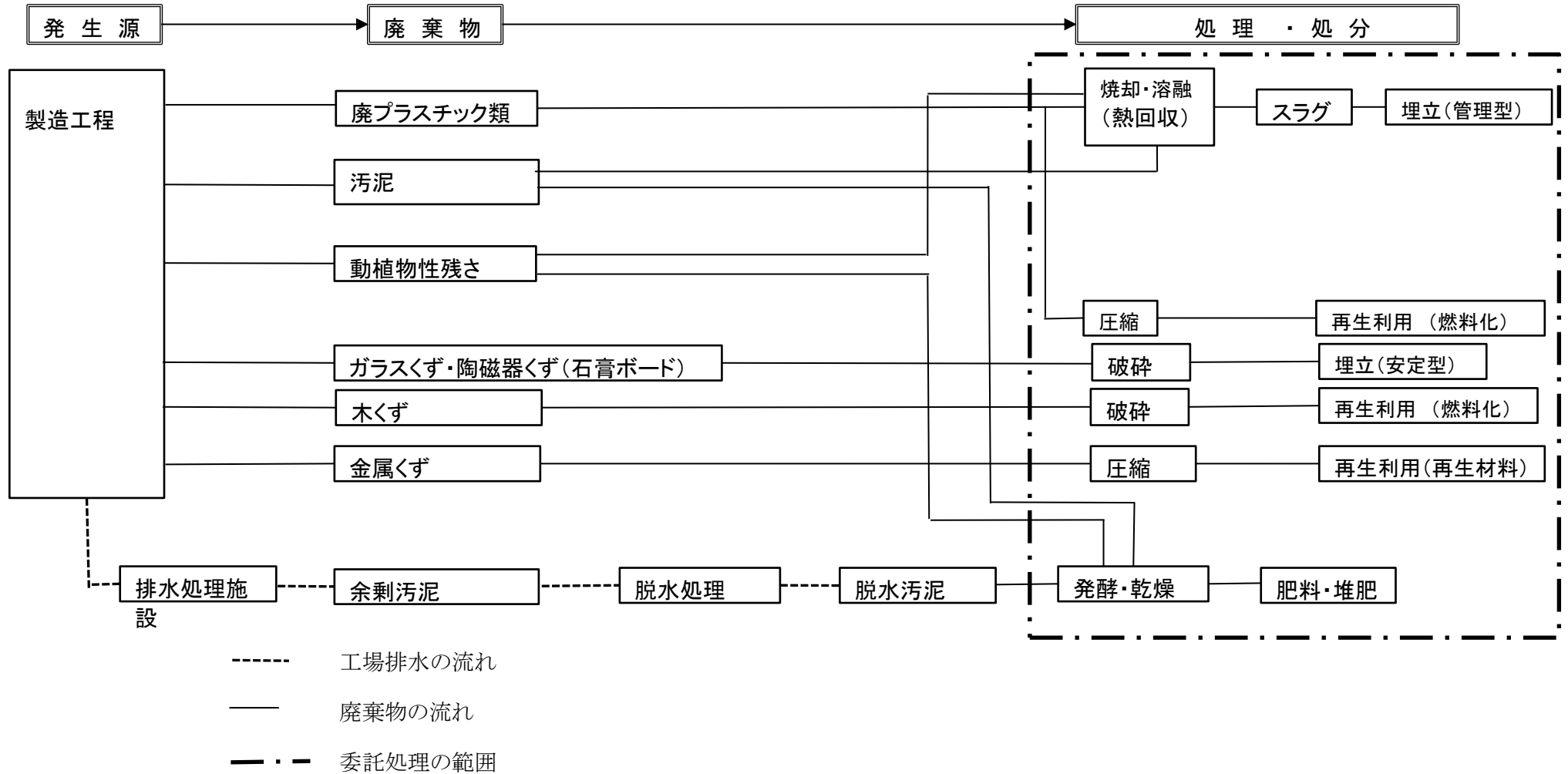
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙通り
	全処理委託量	別紙通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙通り t
	再生利用業者への処理委託量	別紙通り t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙通り	別紙通り
	全処理委託量	別紙通り t	別紙通り t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙通り t	別紙通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙通り t	別紙通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

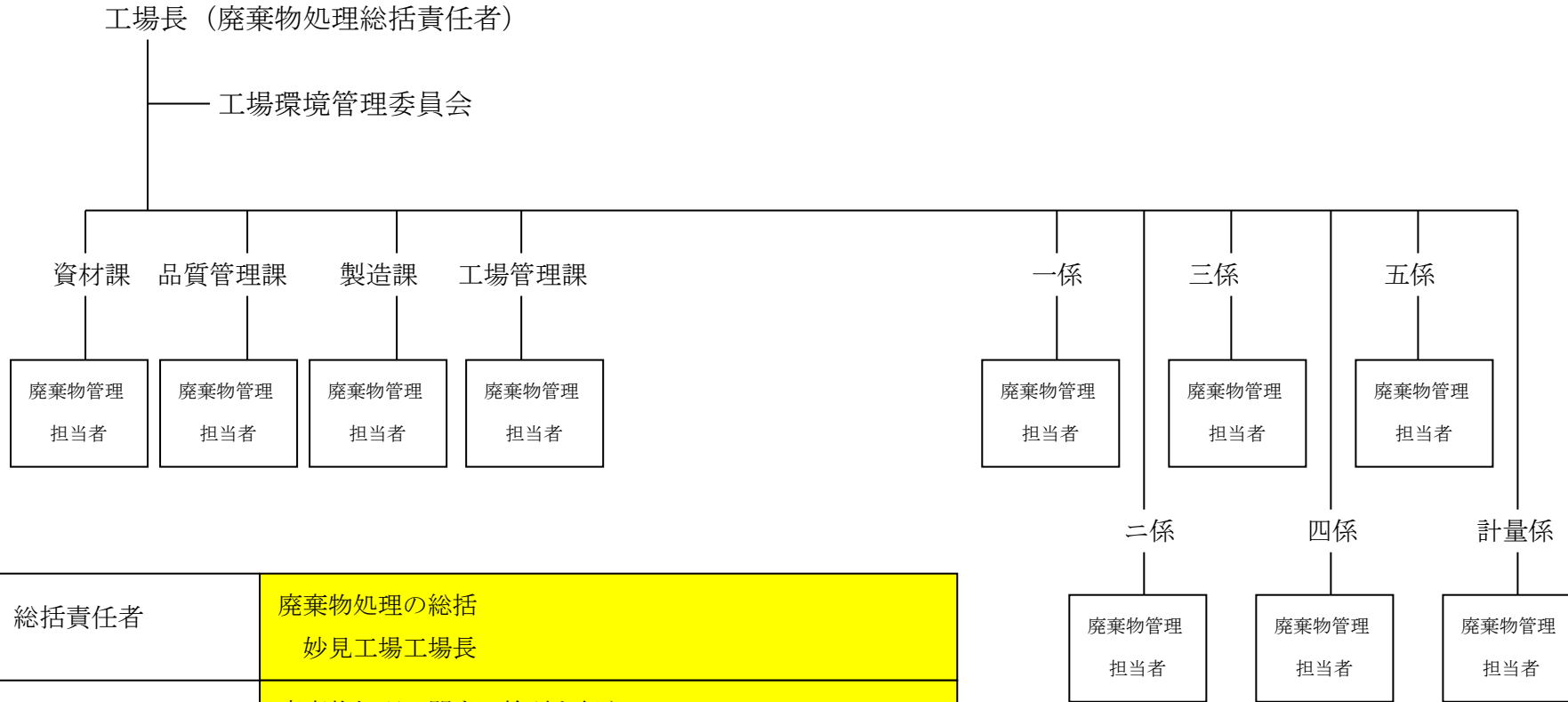
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項(第一面関係別紙)
 妙見工場 産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図 (妙見工場)



総括責任者	廃棄物処理の総括 妙見工場工場長
工場環境管理委員会	廃棄物処理に関する検討を行う 委員長：工場長／委員：各所属長／事務局：工場管理課長
廃棄物管理担当者	廃棄物処理計画の作成 廃棄物処理・管理状況の把握と改善策の検討 廃棄物処理に関する委託契約の締結・マニフェストの管理 廃棄物処理施設の運転・維持管理 社員への環境・廃棄物関係の教育
廃棄物処理責任者	各所属・工程ごとに置く 工程ごとの廃棄物処理状況 (分別・排出抑制)

(2) 管理体制の強化

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための組織（工場環境管理委員会）を編成する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に教育・研修を行う。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物に発生、分別、再生利用状況について情報の公開に勤める。

排水処理フローシート (妙見工場)

